

# 札幌市ユニバーサル推進検討委員会設置要綱

令和5年（2023年）8月16日 まちづくり政策局長決裁

（名称）

第1条 本委員会の名称を「札幌市ユニバーサル推進検討委員会」（以下「検討委員会」という。）とする。

（設置目的）

第2条 「（仮称）共生社会推進条例」の制定及び本市のユニバーサル関係施策の目標や取組の方向性について検討をしていくため、これらに係る意見交換及び助言を行う場として検討委員会を設置する。

（委員構成）

第3条 検討委員会は、15名以内の委員で構成する。

2 委員は、ユニバーサルの関係分野において識見を有する者、市の公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（設置期間）

第4条 検討委員会の設置期間は、委員委嘱日から令和7年3月末日までとする。

2 委員は、前項の設置期間の終期が到来したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

（座長及び副座長）

第5条 検討委員会には座長と副座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は検討委員会の議長として会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

（検討委員会の開催）

第6条 検討委員会は、まちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室長が必要に応じて招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

（謝礼等の支給）

第7条 委員に対して、検討委員会1回の出席につき謝礼として12,500円を支給する。また、検討委員会に公共交通機関で出席した委員については、交通費を別途支給する。

（その他）

第8条 検討委員会の開催に必要な庶務は、まちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室が行う。

2 本要綱に定めのない事項については、座長が検討委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は令和5年9月1日から施行する